

小規模工事提出書類一覧 (設計金額200万円以下の工事)

士別市建設環境部

士別市発注工事提出書類

1. 根拠掲載資料

- ①工事請負契約書、契約事務に関する規則、元請及び下請適正化に関する取扱い要綱、建設工事実行規則、積算要綱
- ②北海道建設部 **土木**（下水道）工事共通仕様書（及び、北海道建設部建設政策局建設管理課「提出書類のガイドライン」）
- ②一般社団法人公共建築協会 公共**建築**（電気、機械）工事標準仕様書
- ②日本水道協会 **水道**工事標準仕様書
- ③士別市発注工事に係る元請及び下請適正化に関する取扱い要綱
- ④建設業法

2. 契約後提出書類……

種 別	様 式	根 拠	記載事項
工事工程届出書	士別市建設 ※1 A4又はA3版	■①第3条 受注者は、この契約の契約後すみやかに設計図書に基づく工事工程表を作成し、発注者に提出するものとする。 ■②土木 I -8(1-1-1-4)、建築1.2.1、水道1.1.4 受注者は、契約書第3条に従って「工程表」を、工事内容に応じて作成し、工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。	宛先：士別市長 提出年月日：契約日から 14日 以内(北海道) 受注者：住所、事業所名、代表者名 ※押印必要 工事名、工期 工事種別毎の工程 市決裁用空欄を設ける

3. 着手前提出書類……

種 別	様 式	根 拠	記載事項
現場代理人等 指定通知書	士別市建設 ※1 A4版 縦	■工事請負契約書第10条 受注者は、次の※2各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。 ■建設水道部様式を定め、提出を義務付けている。	宛先：士別市長 通知年月日：提出日 受注者：住所、事業所名、代表者名 ※押印必要 工事名、工期 現場代理人氏名、主任技術者氏名、 監理技術者氏名
経歴書	士別市建設 ※1 A4版 縦	■現場代理人等指定通知書により指定された者が適正であることを確認するため、市は提出を義務付けている。	通知年月日：提出日 本籍地、現住所、氏名 生年月日、最終学歴 資格等取得月日 職歴、具体的な工事経歴等
建設業退職金共 済掛金収納書届	様式第2号 ※1 A4版 縦	■③第9条(1) 発注者から直接建設工事を請け負った元請負人は、建設業退職金共済掛金収納届を提出すること。	提出日：契約後 30日 以内 様式による

※1 様式は、市ホームページの事業者向け情報→工事及び業務統一様式からダウンロードできます。

※2 各号

(1)現場代理人

(2)監理技術者（建設業法第26条第2項に該当する、下請負額**4,500万円**以上(建築工事業**7,000万円**以上)の工事）→監理技術者
 （建設業法第26条第3項に該当する、工事一件の請負代金の額**3,500万円**以上(建築工事業**7,000万円**以上)の工事
 で 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事→専任の主任技術者又は監理技術者

■工期及び着工、着手の考え方

1. 工事請負契約書の記載では。

工事請負契約書第1条(総則)

2項 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者はその請負代金を支払うものとする。

※②には、工期とは、工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間。

2. 工事請負契約書第3条（工事工程表）

1項 根拠に記載

2項 受注者は、この契約の変更等により工事工程に変更があり、かつ、発注者から請求があったときは、すみやかに変更後の工事工程表を作成し、発注者に提出するものとする。

※変更等とは？ 第18条（条件変更等）、第19条（設計図書の変更）、第20条（工事の中止）、第21条（受注者の請求による工期の延長）、第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

3項 発注者は、前2項の規定により提出された工事工程表につき、すみやかにこれを審査し、不適当と認めたときは、受注者と協議するものとする。

4項 工事工程表は、この契約の他の条項において定める場合を除き、発注者及び受注者を拘束するものではない。

3. 着工、着手

②では、工事着手日としており、工事開始日（始期日）以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量を開始することをいう。）、又は工場製作を含む工事における工場製作工の、いずれかに着手することをいう。

4. 工事の着手

②では、受注者は、設計図書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

※工事着手期限（工事始期日から30日以内）は、下記要件のいずれかに該当する場合には適用しない。

- 1 ゼロ市債等の早期発注工事等の場合
- 2 工期が30日以内の場合
- 3 検測量水器更新工事
- 4 同一工区内で複数の工事等が行われる場合で、工程調整のために準備期間を必要とする場合
- 5 自然災害又は人為的要因により着手が困難となった場合
- 6 その他、着手時期の設定に合理的理由があると監督員が認めた場合

士別市発注工事提出書類

4.各工種施工前及び施工途中提出書類……

種 別	様 式	根 拠	記載事項
設計図書照査等 確認請求	任意 A4版 縦	■①第18条各号 受注者は、工事の施工に当り、※4次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 ■②土木 I -7(1-1-1-3)、建築1.1.8、水道1.1.4 受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、工事監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。	宛先：監督員 提出年月日：提出日 受注者：住所、事業所名、代表者名、現場代理人氏名 ※押印必要 工事名、工期 確認が必要な事象等
工事測量	任意 A4版 縦	■②土木 I -38(1-1-1-42)、建築1.2.3、水道1.4.2 受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は工事監督員の指示を受けなければならない。なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、工事監督員の指示を受けなければならない。また、受注者は、測量結果を工事監督員に提出しなければならない。	宛先：監督員 提出年月日：提出日 受注者：住所、事業所名、代表者名、現場代理人氏名 ※押印必要 工事名、工期 確認が必要な事象等

※4 次の各号

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- (2) 設計図書に誤謬(ごびゅう)又は脱漏があること
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

土別市発注工事提出書類

5. 契約後提出書類……

種 別	様 式	根 拠	記載事項
下請負人 選定通知書	様式第1号 ※8 A4版 横	■①第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。 ■③第5条 発注者から直接建設工事を請け負った元請負人は、工事の一部を下請けに付した場合は、下請け契約金額にかかわらず、すべての工事について、下請負人選定通知書により発注者に提出しなければならない。	提出年月日：提出日 ※7下請契約を締結すること。

※7 ③第4条(下請け契約の締結)

(1) 契約の当事者は、建設業法第19条の※10内容を備えた書面による契約を締結すること。

※8 様式は、市ホームページの事業者向け情報→工事及び業務統一様式からダウンロードできます。

※10 内容（建設業法第19条）

- 1 工事内容
- 2 請負代金の額
- 3 工事着手の時期及び工事完成の時期
- 4 支払いの時期及び方法
- 5 変更に係る工期及び請負代金額の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 6 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- 7 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- 8 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- 9 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 10 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
- 11 工事完成後における請負代金の支払いの時期及び方法
- 12 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 13 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 14 契約に関する紛争の解決方法

※交通誘導業務については現場の安全確保に直接関わるため下請負契約でありませんが、下請負人選定通知書、施工体制台帳、施工体系図に記載して下さい。

士別市発注工事提出書類

③工事完成通知書等提出書類……………

種 別	様 式	根 拠	記載事項
工事完成 通知書	士別市建設 ※11 A4版 縦	■①第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。	提出年月日：提出日
完成写真	任意 A4版 縦	■完成時状況を確認するため、市は提出を義務付けている。	※12完成時の状況を撮影 着手前と完成を対比
建設業退職金共 済証紙使用状況 報告書	様式第4号 ※11 A4版 縦	■③第9条1項8号 元請負人は、当該下請負人に対し必要となる証紙を、現物により交付するものとする。ただし、下請負代金中に共済掛金相当額を算入した場合は、建設業退職共済証紙使用状況報告書にその旨を明記すること。	報告月日：提出日 様式による
建退共証紙 貼付調書 【元請分】	様式第3号 ※11 A4版 横	■③第9条1項6号 元請負人は、証紙ちょう付実績について、建退共証紙貼付調書(様式第3号)を工事完成届と併せて発注者に提出すること。	報告月日：提出日 様式による
建退共証紙 貼付調書 【下請負人毎】	様式第3号 ※11 A4版 横	■③第9条1項6号 元請負人は、証紙ちょう付実績について、建退共証紙貼付調書(様式第3号)を工事完成届と併せて発注者に提出すること。	報告月日：提出日 様式による

※11 様式は、市ホームページの事業者向け情報→工事及び業務統一様式からダウンロードできます。

※12 完成時の状況

- 1 完成時の仕上がり状況を撮影し工事完成通知書に添付し提出すること。
- 2 完成写真と対比できるよう、着手前状況をあらかじめ撮影し添付すること。
- 3 完成時、埋設されている重要な部分は、段階状況をあらかじめ撮影し添付すること。(一枚)

士別市発注工事提出書類

④工事完成検査時提出書類……

種 別	様 式	根 拠	記載事項
資材使用願 (監督員と協議) (協議簿等による確認)	提出元・任意 A4	■② I -61(1-2-2-1)、建築1.4.2、水道2.1.2 受注者は、設計図書において見本又は品質を証明する資料を事前に提出することと指定された工事材料について、工事監督員にこれを提出しなければならない。	
各種試験 成績表 (監督員と協議)	提出元・任意 A4	■② I -61(1-2-2-1)、建築1.4.4 受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する試験結果表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、工事監督員又は検査員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 ■② I -61(1-2-2-1)、建築1.4.5 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を工事監督員に提出しなければならない。	
出来形図 出来形測定 調書 (監督員と協議)	設計図書 原図	■土木 I -22(1-1-1-24)、建築1.7.1、水道付3 ・受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。 ・受注者は、出来形数量を算出し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。 ・受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って、出来形図を作成し、工事監督員に提出しなければならない。	
工事写真	A4	■土木Ⅱ-6(1-8)、水道付2 受注者は、施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視出来ない箇所、施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を撮影し、監督員に提出しなければならない。	
建設副産物 処理報告	法・定型	■土木 I -15(1-1-1-22)、建築1.3.8、水道1.4.8 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守して、建設廃棄物の発生抑制、再生利用の促進及び再生骨材の活用を図らなければならない。 マニフェスト伝票の写しを検定時に添付する。 (原本は請負者保管とする。)	「再生資源利用実施書」 「再生資源利用促進実施書」
保証書	任意		宛先：市長 保証期間開始日：引き渡し日
取扱説明書	任意		
鍵引渡書	任意 A4 縦		宛先：市長
その他		その他については監督員と協議すること。	

■ 規格

日本工業規格 JIS

日本農林規格 JAS

日本水道協会規格 JWWA

- ここに示した提出書類一覧は、士別市が発注する主に土木、上下水道、建築関連工事が必要となる一般的な種類であり、発注条件によって現場単位で検討が必要となる場合がありますので、工事着手前、施工中、完成の時期に工事監督員と協議を行い必要書類の作成を行うこと。